

5. 調査結果に到る経緯

5-1 漁業概要

(I) 概況

アルゼンティン国は、南半球において大西洋に面し南北に長く、極めて拡大な面積を有する国であり、その海岸線も5,117kmの長さにはわたっている。大陸棚も南緯34°より55°にわたり、その面積は2792km²と世界有数なものである。

また、沿岸には、ブラジル暖流とラスマルビナス寒流とが流れ、ブラジル暖流は潮境における表面水温が、夏期14.5℃、冬期11.5℃と高く、かつ塩分も多く、1~2ノットの流速で、一方寒流は、Buenos Aires州の大陸棚の大部分とPatagonia大陸全体に沿い、低温、低塩分で1.7ノットの流速で、良き漁場の形成に役立っている。

この拡大な大陸棚と、そこに流れる海流と、それに伴う水産資源等から見て、アルゼンティン国の漁業の将来性はまことに有望であると云えよう。

(II) 沿岸及び遠洋漁業

A. 沿岸漁業

アルゼンティン国の沿岸漁業は、1890年頃に始まり、1912年には動力漁船が現われ、その歴史は古い。沿岸漁業には、他国より技術移転されたものも少なく、漁具漁法等には未だ自立発生的、習慣的な要素が多く認められると云われている。

沿岸漁業は小型漁船をもって、水深50m程度までの海域で行なうまき網、こびき網等が主たるものである。

沿岸漁業の基地は、Mar del Plata, Quequen (ケケン), San Antonio Este (サンアントニオエステ)等であるが、漁業基地としては、設備、機能の面でまだ十分でないものもある。Mar del Plataでは、イタリア系アルゼンティン人の漁業会社や漁業組合が中心となって操業し、沿岸漁業基地として中心的な役割を果たしている。漁獲物の大部分はメルルーサ、マツイカ、カタクティワシ、タイであり、沿岸漁業による総漁獲量の80~90%がこのMar del Plataで水揚げされている。

B. 遠洋漁業

アルゼンティン国の遠洋漁業は1905年イギリスより200トンのトローラーが導入され、Buenos Airesを基地として、水深100~150mの海域でメルルーサの漁獲を行なったのがはじめである。1910年にはその隻数も20隻を超え、アルゼンティン人と共にイギリス、ドイツ、スペイン、イタリア人が

遠洋漁業に従事した。

その後、遠洋漁業は、発達過程をたどったが、第一次大戦の影響を受け中断、1918年再開、1938年には、日本、イギリス、ドイツより16隻の最新型トローラーが導入された。第二次大戦の末期より、1947年以降のペロン政権時代にわたり、アルゼンティン商船隊は国有化され、漁業もこれに編入された。以後漁業は国営機関により取扱われ、1955年再び民間に移された。

その後1965年頃まで、外国企業が漁船を投入し、我が国の漁業会社もトロール漁業、マグロ漁業へ進出したが、漁獲量の増大、漁業技術の移転等に寄与するものがあつたが、陸上施設や流通機構の不備により成功しなかつた。

漁業専管水域の設定、領海200海里の宣言等、世界の水産事情の変化により、アルゼンティン国も政府重大施策の一つとして、200海里内漁業開発をとりあげた。1978年には、当時の外資法や漁業法に刺激され、アルゼンティン大手穀物商社、製林牧畜会社、大手繊維メーカー等が水産会社を設立し、漁業界に進出した。これら新会社は、スペイン、フランス、ドイツ等の大漁業会社と提携して、1,000～3,000トンの加工船を高級船員と共に導入し、南緯40°以南の海域でNecochea（ネコチア）、Bahia Blanca（パイアブランカ）等を基地として操業した。1978年に漁獲量は50万トンを超えるまでに発達した。

しかし、1979年のなかばにいたり、アルゼンティン沖合のマツイカ漁の不良による漁獲量の1/3への減少、アルゼンティン国内の大幅なインフレと、米ドルの極端な低評価による輸出の悪化により、同年末にいたり操業をひかえるものが出現し、50%までに操業率は減少した。1980年には更にこれらの事情が悪化し、操業率も全投入隻数の10%にまで減少した。

(Ⅳ) 漁 獲 量

A. 水産資源量

アルゼンティン国における水産資源量は、1966年西独のWalter Herwig号、1968年、1969年には夫々日本の照洋丸、開洋丸によって、更に、1973年ブラジルのJulmar-1号、1976年日本の第一オリエント丸、1976年アルゼンティン国漁業局により調査が行なわれた。その結果、保有資源量は1,000～2,000万トン、底魚最大維持生産量は約380万トンと発表されている。1978年4月より1年間、我が国大手水産5社連合及び海洋水産資源開発センターがアルゼンティン国の許可を得て、最大漁獲枠10万トンとしてトロール漁業の試験操業を行なった。メルルーサ、マツイカ等の資源量は十分商業ベースに乗るものと報告されている。

B. 漁獲量

アルゼンティン国の漁獲量は、表1に示すとおりであるが、1975年以後増加し、1977年には1975年の2.6倍に達している。

沿岸漁業による漁獲量は1978年の急増を除き、ほぼ9万トン前後である。遠洋漁業によるそれは、1974年より着実に増加し、1980年には50万トンに達したといわれている。

表1 漁獲量

	遠洋漁業		沿岸漁業		合計	
	トン	%	トン	%	トン	%
1974	174,131	65.28	92,617	34.72	266,749	100
75	124,232	62.41	74,835	37.59	199,067	74
76	173,639	67.77	82,566	32.23	256,206	96
77	272,040	73.64	97,392	26.36	369,433	138
78	366,729	72.74	137,406	27.26	504,135	188
79	429,595	81.25	99,114	18.75	528,709	198
80						

C. 魚種

アルゼンティン海域で漁獲される魚の種類は非常に多い。1978年に、遠洋・沿岸漁業をあわせ、1万トン以上のものとしてはメルルーサ67.67%、マツイカ11.70%、カタクチワシ3.19%、タイは2.56%で総漁獲量の85.12%を占めている。残り14.89%のものは、極めて種類が多いが、一魚種の占める量は少ない。

D. 水揚地

沿岸漁業は漁場に近いMar del Plata, Quequen, San Antonio Esteでの水揚げが多く総漁獲量の90%を占めている。遠洋漁業による水揚げは、夏期漁場がPatagonia沖、冬期漁場がBuenos Aires大陸棚が主なるもので、必然的にMar del PlataやBuenos Airesにて水揚げされる。

(四) 漁船

A. 建造

アルゼンティン国では、第一次大戦以前より鋼製漁船の建造がなされていたが、1962年より1968年にわたり、当時の漁業振興策によって、Mar del Plataの沿岸漁業者、市場関係者、缶詰業者等が100~250トン程度の漁船を建造した。また、1977年より乗組員70~80人を要する1,000~

3,000トン級の加工漁船の導入がなされた。

B. 漁船勢力

アルゼンティン国の漁船勢力は第2表のとおりであるが、これらの60～70%がMar del Plataを基地としており、殆んどが底びき網漁船である。

表2 漁船勢力

	沿岸漁船	沖合漁船	遠洋漁船	冷凍漁船	工船	沿岸、沖合計	遠洋、冷凍計	総合計
1976	255	56	84	11	—	311	95	406
77	255	57	87	15	4	312	106	418
78	255	59	95	21	13	314	129	443
79	255	62	111	26	21	317	165	475
80	255	66	119	26	24	319	176	490
81	255	69	122	26	24	322	179	496

C. 漁船の分類

アルゼンティン国の全漁船は、漁業局に登録し、漁業局が定める漁獲計画にもとづき操業する。これらの漁船は、(1)海面漁船、(a)遠洋漁船、(b)沿岸漁船、(c)入江、河口漁業船、(2)湖沼・河川漁船に分類される。

漁船を含む50トン以上のすべての船舶は、船舶安全法、航海安全法にもとづく検査に合格することを必要とし、漁船はその構造、復元性、積載能力、通信施設、乗組員数等、船舶としての条件により、どの漁船の分類に該当するかが定められる。

沿岸漁船、入江・河口漁船については、船の長さ、甲板の有無、出漁海域の気象条件、通信施設等により出漁制限が行なわれる。

(V) 流通

アルゼンティン国民の年間1人当りの魚の消費者は約3kgで、鮮魚、冷凍魚、塩干魚、缶詰等食用としての国内消費、魚粉・魚油原料用がある。国内消費の比較的少ない現在、冷凍魚、塩蔵魚、缶詰、魚粉等の加工品は輸出されている。

一方、高級魚として、タコ、イセエビ、エビ、アサリ等は輸入されている。

A. 国内消費

a) 冷蔵魚(氷蔵魚)

沿岸漁船による氷蔵、ばら積のものは鮮魚として直接市場に出荷され、遠洋漁船による漁獲量の95%以上はメルルーサであり、直接加工場に搬入される。

b) 冷凍魚

メルルーサ，ホタテガイ，タイ等であり，水揚げと共に冷凍魚として国内用，輸出用に分類される。1976年における主要水産加工工場数は冷凍フィレー工場35工場，缶詰工場40工場，塩干・くん製工場50工場，魚粉・魚油工場，その他6工場，計144工場であった。

c) 缶詰

缶詰原料はカタクチイワシ，サバ，カツオであるが，1930年代の不況時，及びその後の外貨不足の時期に輸入いわし缶詰に代って以来国産缶詰が生産されている。

d) 塩蔵魚

カタクチイワシ，オオトラギス等が主原料である。

e) 魚粉・魚油

メルルーサが主原料であり，魚油は魚粉（ホワイト）製造の副産物である。

B. 輸出・輸入

水産物の漁獲量と国内需要量から，輸出は絶対に必要であり，主たる輸出先国と対象魚種は次のとおりである。

a) 冷凍魚

アメリカ，ドイツ，スペイン，ブラジル向けメルルーサ	
日本，スペイン向け	マツイカ
スペイン，ブラジル向け	キング
ブラジル向け	オオトラギス
日本，イギリス，イタリア向け	タイ

b) 塩蔵魚

南米諸国向け	カタクチイワシ
--------	---------

c) 缶詰（水煮，油漬）

イタリア，中南米諸国，アフリカ向け	カタクチイワシ
-------------------	---------

d) 海産

日本，フランス向け	テングサ
-----------	------

f) 魚粉

日本，ドイツ，スペイン，フランス向け

なお，最近の水産物の輸出先国及び輸出力は第3表に示すとおりである。

第3表 魚類の輸出先国及び輸出品 (単位 キログラム)

	1968	1969	1970	1971	1972	1973
西 独	377	507	260	1,352	2,560	7,819
ブラジル	3,259	1,401	2,766	2,067	2,396	372
米 国	1,820	1,551	4,561	3,642	5,848	8,615
スペイン	32	40	375	1,069	7,597	5,265
フランス	-	9	125	143	572	3,152
イタリア	469	360	313	530	1,881	3,906
日 本	3,090	2,842	2,697	1,855	2,546	977
英 国	475	307	755	399	605	896
南アフリカ	-	2	18	24	9	25
ウルグアイ	2	3	7	-	2,119	161
そ の 他	1,551	1,712	1,018	2,983	1,906	3,951
計	11,075	8,734	12,895	14,064	28,039	35,139

水産物の輸入は量・金額共に輸出に比し遙かに少なく、品目、数量共にほぼ一定している。

a) 直接消費者向け

スペイン、チリー、ブラジルより	タコ、エビ
エクアドルより	カニ、エビ、アサリ
ノールウェーより	バカラオ

b) 加工業者向け

エクアドル、ブラジル、チリーより	マグロ、カツオ、サバ、マイワシ、 テングサ
------------------	--------------------------

C. 市 場

水産物の流通市場として、現在代表的なものは Buenos Aires と Mar del Plata の市場である。

(a) Buenos Aires 卸買中央市場

19世紀末、La Plata (ラプラタ) 河の川魚販買に始まり、1920年頃鉄道氷蔵貨車により Mar del Plata より魚類が集荷され、1933年 Buenos Aires が遠洋漁業基地として栄えてより、現在のバラカス市場へと発達した。

1960年頃までは全魚類がこの市場を通じて国内に流通されたが、1970

年代にいたり、内陸部の都市にも卸売市場が現われ、輸送手段の整備発達につれてMar del Plata、Necochea等より内陸部に直接流通されるようになった。1981年にはBuenos Airesの市場は改善再建される予定である。

(b) Mar del Plata 魚市場

Mar del Plata 沖合は周年メルルーサの漁獲も多く、9～10月には産卵のためカタクティワシが接近し多量の漁獲があり、重要な国営市場の役目を果たしている。

Mar del Plata 市場では登録仲買人のみが買付けを許され、売手・買手共に販売価格の2.5%を市場手数料等として納入している。

(c) 流通の発達

沿岸漁業によるカタクティワシ等特定魚種の魚価維持のため漁民と加工業者との間で漁獲量の自由規制を行っていたが、近年多量の漁獲の際は塩漬け、缶詰、冷凍魚として輸出される傾向にある。

(VI) 漁業振興策

アルゼンティン国では漁業振興のため種々施策がとられて来たが、1960年代半ば同国政府は漁船建造融資、水産物輸出奨励金等、振興策を実施した。

1970年代に漁船輸入関税免除、漁船輸入低利融資、工業振興法、地域振興法等による水産物輸出振興融資、資本税、所得税、州税等の税制優遇措置、漁業用燃料油の特別価格での提供等沿岸漁業と共に大型漁船による遠洋漁業の発展のための奨励助成策が講じられた。

こうした一連の政府による施策の実施により、アルゼンティン国の漁業は一応発展の道をたどって来たが、1980年にいたり、激しいインフレの増大とドル過少評価等経済的影響により産業界が受けた打撃を漁業もまた全面的に受け目下低迷を続けている。

しかし、アルゼンティン国の漁業の歴史は古く、資源・漁場、基地、自然条件等を考慮すると将来の発展を十分期待し得る国と云える。一方国内・国外における水産物の需要の喚起とスムーズな供給、助成策の見直しとインフラストラクチャの完備策更に漁業が発展するために解決されるべき重要な問題も多い。

5-2 漁船乗組員の養成・教育の現状

アルゼンティン国には、中等教育及び高等教育において日本のように体系づけられた水産教育は存在しない。

しかし漁船乗組員の教育は、最近承認、発布された「商船乗組員の訓練・資格に関する新法規」に基づいて、下級船員や機関補助員はMadryn（マドリン）やComodoro Rivadavia（コモドロリバタビア）に設置されている下級船員養成施設（Marineria）で、また漁船長や機関士はMar del Plataにある連邦漁業第一学校（Escuela Nacional de Pesca N° 1）で主として養成されている。また商船教育はBuenos Airesにある連邦商船学校（Escuela Nacional de Náutica）で行われ、主として遠洋航路船の航海士、機関士、無線通信士の養成が行なわれている。

一方、水産物を中心とする食品加工技術者は、Mar del Plataにある連邦技術第二学校（Consejo Nacional de Educacion Técnica E.N.E.T N° 2）で養成されるが、加工場における機械取扱い技術者は、連邦技術第一学校で教育されている。

(II) アルゼンティン国における海技資格制度

アルゼンティン国における海技資格制度は、従来1974年に発行した「商船・乗組員の訓練・資格に関する法規」（REFOCAPEMM）と「海洋、河川、湖沼における航海制度」（REGINAVE）によっていたが、近年商船界の発展や技術の向上に伴ない上記の法律が改正され、「商船乗組員の訓練・資格に関する新法規」として発布され、これによるものとされた。

アルゼンティン国における海技資格制度の特徴は、Parana（パラナ）川、Uruguay（ウルグアイ）川や、La Plata（ラプラタ）川に代表される大きな河川が存在するため、甲板関係の海技資格は、①商船、②河川航路船及び、③漁船の3種類に大きく類別されているが、機関・無線通信関係並びに総務・保健衛生担当の資格は、甲板関係と異なり一元化されていることである。

なお船舶の航行区域は、法規上、①河川航行、②港湾航行、③湖沼航行、④海洋航行並びに、⑤沿岸航行（海岸の目印地点あるいは海の標識によって、船の方位を定めて行う航行）に識別されている。

A. 海技資格の種類

すでに述べたとおり、アルゼンティン国における海技資格は、甲板関係は商船、河川航路船、漁船の3種類に類別されているが、機関・無線通信関係と、総務・保健衛生担当の資格はすべて一元化されている。第4表に甲板関係のまた第5表には、機関・無線通信関係等の海技資格を示した。

なお、海技資格である所有資格（上級資格と一般資格）、特別許可証、航海資格免状は、すべてアルゼンティン海軍より交付されるが、船舶あるいは、海

洋構造物内での乗組員を志願し、その職務を遂行する者は下記の要件を備えなければならないとされている。

- (1) 年齢制限：船舶あるいは海洋構造物内で、乗組員として職務を遂行するものは、男性の場合は少なくとも18才以上、女性の場合21才以上でなければならない。
- (2) 水泳、消艇：船舶あるいは海洋構造物の乗組員として志願するものは、水泳及び消艇の試験に合格しなければならない。

第4表 甲板関係の海技資格

	一般商船	河川航路船	漁船
上級資格	遠洋航路船長 一等遠洋航路船航海士 二等遠洋航路船航海士 三等遠洋航路船航海士	河川航路船船長 特定地域航路船船長	漁船船長 一等漁船航海士 二等漁船航海士 沿岸航路船水先案内人
一般資格		一等小型河川航路船船長 二等小型河川航路船船長 三等小型河川航路船船長 特定地域小型河川航路船船長 河川航路船水先案内人	一等小型漁船船長 二等小型漁船船長 小型沿岸漁船船長 零細漁船船長
航海資格免状	一級水夫 二級水夫		

第5表 機関、通信関係等の海技資格

	機関関係	通信関係	総務担当	保健衛生担当
上級資格	上級船舶機関士 一等船舶機関士 二等船舶機関士 三等船舶機関士	一般船舶無線通信士 一等船舶無線通信士 二等船舶無線通信士 特別船舶無線通信士	一等船舶監督官 二等船舶監督官	船舶医
一般資格	一等船舶機関運転士 二等船舶機関運転士 三等船舶機関運転士 船舶機関士			
特別許可証	一級船舶機関・機械技士 二級船舶機関・機械技士 一級船舶電気技師 二級船舶電気技師			船舶看護人
航海資格免状	一級機関補助員 二級機関補助員		一級給仕人 二級給仕人 一級料理人 二級料理人	

注 点線で囲んだ部分は今後開設される漁業訓練センターで取得できる資格であり、実線で囲んだ部分は既存の連邦漁業第一学校で取得できる資格である。

- 備考 (1) 所有資格（上級資格と一般資格）：船中で運転、操作等の特定の職務を遂行する資格を証明する文書である。
- (2) 特別許可証：船中で職務を遂行するための技術的能力を証明する文書である。
- (3) 航海資格免状：船中で特定の職務を遂行する能力を証明する文書である。

B. 海技資格の最高職務

乗組員が所持する所有資格（上級資格と一般資格）、特別許可証、航海資格免状に従い遂行することができる最も大きな責任を伴う職務を最高職務という。第5表には上級資格の最高職務を、また第6表には一般資格の最高職務を示した。

第5-1表 上級資格の最高職務 その1. 甲板関係

	資格の名称	最 高 職 務
商 船	遠洋航路船船長	1) 海洋航行用船舶の船長、トン数の制限はないが漁船は除く。 2) ラ・プラタ川で荷揚げ作業するための全長120メートル以上の河川航行船の指揮権
	一等遠洋航路船航海士	1) 海洋航行用の船舶の一等航海士、トン数制限はないが漁船は除く。 2) 最高1,600トンまでの漁船を除く海洋航行用船舶の船長
	二等遠洋航路船航海士	1) 海洋航行用の船舶の二等航海士、トン数制限はないが漁船は除く。 2) 最高1,600トンまでの漁船を除く海洋航行用の船舶の一等航海士
	三等遠洋航路船航海士	1) 海洋航行用の船舶の三等航海士、トン数制限はないが漁船は除く。 2) 最高1,600トンまでの漁船を除く海洋航行用の船舶の二等航海士
漁 船	漁船船長	海洋航行用の漁船又は工作漁船の船長、トン数制限はない。
	一等漁船航海士	1) 海洋航行用漁船、又は工作漁船の一等航海士、トン数制限はない。 2) 1,600トン以下の海洋航行用の漁船又は工作漁船の船長
	二等漁船航海士	1) 海洋航行用漁船、又は工作漁船の二等航海士、トン数制限はない。 2) 1,600トン以下の海洋航行用の漁船又は工作漁船の一等漁業航海士 3) 400トン以下の海洋航行用の漁船の船長

備考：河川航路船の資格については記載せず。

第5-2表 上級資格の最高職務 その2. 機関関係

資格の名称	最高職務
上級船舶機関士	あらゆる種類の航行用船舶の機関長
一等船舶機関士	1) あらゆる種類の航行用船舶の一等機関士 2) ㊦ 2200KWまでの海洋航行用の船舶 ㊧ 3400KWまでの河川航行用, 漁業用船舶 ㊨ あらゆる種類の港湾, 湖沼, 航行用船舶
二等船舶機関士	1) あらゆる種類の航行用船舶の二等機関士 2) ㊦ 2200KWまでの海洋航行用の船舶 ㊧ 3400KWまでの河川航行用, 漁業用船舶 ㊨ あらゆる種類の港湾, 湖沼, 航行用船舶 3) ㊦ 1100KWまでの海洋航行用の船舶 ㊧ 2200KWまでの河川航行用, 漁業用船舶 ㊨ 3400KWまでの港湾, 湖沼, 航行用船舶
三等船舶機関士	1) あらゆる種類の航行用船舶の三等機関士 2) ㊦ 2200KWまでの海洋航行用船舶 ㊧ 3400KWまでの河川航行用, 漁業用船舶 ㊨ あらゆる種類の港湾, 湖沼, 航行用船舶 3) ㊦ 1100KWまでの海洋航行用船舶 ㊧ 2200KWまでの河川航行用, 漁業用船舶 ㊨ 3400KWまでの港湾, 湖沼, 航行用船舶 4) 1300KWまでの漁業, 河川, 港湾, 湖沼, 航行用船舶の機関長

第5-3表 上級資格の最高職務 その3. 無線関係

一般船舶無線通信士	あらゆる種類の航行用船舶の無線通信長
一等船舶無線通信士	1) ㊦ 1,600トン以下の海洋航行用の客船 ㊧ 工作船 ㊨ 石油, ガス, 危険物運搬船を除く貨物船
二等船舶無線通信士	1) ㊦ あらゆるトン数の河川航行用の客船 ㊧ 漁船, 曳航船及び海洋航行用のあらゆるトン数の特別作業用船舶

第6-1表 一般資格の最高職務 その1. 甲板関係

資格の名称	最高職務
一等小型漁船船長	1) 1600トン以下の海洋航行用の漁船又は工作漁船の一等漁業航海士
二等小型漁船船長	2) 1200トン以下の海洋航行用の漁船の船長 1) 1200トン以下の海洋航行用の漁船の副船長 2) 1600トン以下の海洋航行用の漁船又は工作漁船の二等漁業航海士
小型沿岸漁船船長	3) 300トン以下の海洋航行用の漁船の船長 沿岸航海用の漁船の船長
零細漁船船長	距離15海里以内で操業する漁船の船長

第6-2表 一般資格の最高職務 その2. 機関関係

一等船舶機関運転士	1) 1300KW以下の河川、港湾、湖沼航行用の船舶の一等機関運転士 2) あらゆる出力の港湾、入江航行用の曳航船の一等機関運転士
二等船舶機関運転士	1) 1300KW以下の河川、港湾、湖沼航行用、あるいは漁業用船舶の二等機関運転士 2) 1000KW以下の河川、港湾、湖沼航行用、あるいは漁業用船舶の一等機関運転士
三等船舶機関運転士	1) 1300KW以下の河川、港湾、湖沼航行用、あるいは漁業用船舶の三等機関運転士 2) 1000KW以下の河川、港湾、湖沼航行用、あるいは漁業用船舶の二等機関運転士
船舶機関士	1) 客船を除く600KW以下の河川、港湾、湖沼航行用あるいは漁業用船舶の二等機関運転士 2) 200KW以下の河川、港湾、湖沼航行用あるいは漁業用船舶の機関士

C. 資格取得の要件

所有資格（上記資格と一般資格）取得のために必要な条件を示せば第7-1表～7-3表のとおりである。

第7-1表 所有資格取得のための要件 その1. 甲板関係

所有資格	資格取得のための要件
<p>遠洋航路船船長</p>	<p>1) 次の条件を満たす一等遠洋航路船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 船長あるいは航海士として400回の航行経験があり、そのうち300回は海洋の航行であること。 ㊧ 一等遠洋航路船航海士として1年間の乗船履歴を有すること。 ㊨ 該当の資格コースは試験に合格すること。 <p>2) 次の条件を満たす漁船船長</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 漁船船長として400回の航行経験があること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
<p>一等遠洋航路船航海士</p>	<p>1) 次の条件を満たす二等遠洋航路船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 航海士として300回の航行経験を有し、そのうち250回は海洋の航行であること。 ㊧ 二等遠洋航路船航海士として、1年間の乗船履歴を有すること。 ㊨ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 <p>2) 次の条件を満たす河船航路船船長</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 800トン以上の船舶の船長として3年間の乗船履歴を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
<p>二等遠洋航路船航海士</p>	<p>1) 次の条件を満たす三等遠洋航路船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 航海士として200回の航行経験を有し、そのうち150回は海洋の航行であること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 <p>2) 次の条件を満たす一等漁船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 一等漁船航海士として200回の航行経験を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
<p>三等遠洋航路船航海士</p> <p>漁船船長</p>	<p>1) 国立海員学校甲板科の卒業生</p> <p>1) 次の条件を満たす一等漁船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 漁船航海士として300回の航行経験を有すること。 ㊧ 一等漁船航海士として1年間の乗船履歴を有すること。 ㊨ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 <p>2) 該当の資格コース又は試験に合格した遠洋航路船船長</p>
<p>一等漁船航海士</p>	<p>1) 次の条件を満たす二等漁船航海士</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 漁船航海士として300回の航行経験を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。

所有資格	資格取得のための要件
一等漁船航海士	2) 次の条件を満たす一等小型漁船船長 ㊦ 一等小型漁船船長として、200回の航行経験を有すること。 ㊧ 該当の資格コースは試験に合格すること。 3) 該当の資格コース又は試験に合格した一等遠洋航路船航海士
二等漁船航海士	1) 国立水産学校航海士コースの卒業生 2) 該当の資格コース又は試験に合格した二等遠洋航路船航海士
一等小型漁船船長	1) 次の条件を満たす二等小型漁船船長 ㊦ 二等小型漁船船長として200回の航行経験を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
二等小型漁船船長	1) 次の条件を満たす国立水産学校の卒業生 ㊦ 21才以上であること。 ㊧ 該当の乗船実習を終えていること。 2) 次の条件を満たす小型沿岸漁船船長 ㊦ 小型沿岸漁船船長として2年間の乗船履歴を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 3) 次の条件を満たす零細漁船船長 ㊦ 零細漁船船長として3年間の乗船履歴を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
小型沿岸漁船船長	1) 次の条件を満たす国立水産学校あるいはアルゼンティン海軍の認める学校の卒業生 ㊦ 21才以上であること。 ㊧ 該当の実習を終えていること。 2) 次の条件を満たす零細漁船船長 ㊦ 零細漁船船長として1年間の乗船履歴を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 3) 次の条件を満たす二等小型河川航路船船長 ㊦ 二等小型河川航路船船長として1年間の乗船履歴を有すること。 ㊧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 4) 次の条件を満たす水夫 ㊦ 海洋、河川航行の船舶で4年間又は漁船履歴を有すること。

所有資格	資格取得のための要件
小型沿岸漁船船長 零細漁船船長	<ul style="list-style-type: none"> ① 該当の資格コース又は試験に合格すること。 1) 次の条件を満たす水夫 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 21才以上であること。 ⑧ 海洋、河川航行の船舶で2年間又は漁船で1年間の乗船履歴を有すること。

第7-2表 所有資格取得のための要件 その2. 機関関係

所有資格	資格取得のための要件
上級船舶機関士	<ul style="list-style-type: none"> 1) 次の条件を満たす一等船舶機関士 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 機関士として400回の航行経験を有すること。 ⑧ 一等船舶機関士として1年間の乗船履歴を有すること。 ⑨ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
一等船舶機関士	<ul style="list-style-type: none"> 1) 次の条件を満たす二等船舶機関士 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 機関士として300回の航行経験を有すること。 ⑧ 二等船舶機関士として、1年間の乗船履歴を有すること。 ⑨ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
二等船舶機関士	<ul style="list-style-type: none"> 1) 次の条件を満たす三等船舶機関士 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 機関士として200回の航行経験を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
三等船舶機関士	<ul style="list-style-type: none"> 1) 国立海員学校機関科の卒業生 2) 次の条件を満たす一等船舶機関運転士 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 一等船舶機関運転士として300回の航行経験があるか、2年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
一等船舶機関運転士	<ul style="list-style-type: none"> 1) 次の条件を満たす二等船舶機関運転士 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 2年間の乗船履歴、あるいは200回の航行経験を有し、そのうち100回の航行経験あるいは1年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。 2) 次の条件を満たす一級船舶電気技師 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 200回の航行経験を有するか、一級船舶電気技師として2年間の乗船経験を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。

所有資格	資格取得のための要件
二等船舶機関運転士	1) 次の条件を満たす三等船舶機関運転士 ⑦ 2年間の乗船履歴あるいは200回の航行経験のうち、三等船舶機関運転士として100回の航行経験あるいは1年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
三等船舶機関運転士	1) 次の条件を満たす船舶機関士 ⑦ 3年間の乗船履歴を有するか、船舶として2年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
船舶機関士	2) 次の条件を満たす一級船舶機関・機械技士 ⑦ 機関出力750KW以上の船舶で2年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース、又は試験に合格すること。
	1) 次の条件を満たす機関補助員 ⑦ 2年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。
	2) 次の条件を満たす二級船舶・機関・機械技士 ⑦ 機関出力375KW以上の船舶で、1年間の乗船履歴を有すること。 ⑧ 該当の資格コース又は試験に合格すること。

第7-3表 所有資格取得のための要件 その3. 無線通信関係

所有資格	資格取得のための要件
一般船舶無線通信士	1) 一等船舶無線通信士の資格で3年間の乗船履歴を有すること。 2) 該当の資格コース又は試験に合格すること。
一等船舶無線通信士	1) 二等船舶無線通信士の資格で2年間の乗船履歴を有すること。 2) 該当の資格コース又は試験に合格すること。
二等船舶無線通信士	1) 国立海員学校通信科の卒業生 2) アルゼンティン海軍の実施するコース又は試験に合格すること。
特別船舶無線通信士	国立海員学校通信科を2年修学し、かつ6ヶ月以上の乗船実習を有すること。

(II) 漁船乗組員の養成

A. 漁船乗組員の養成機関

すでに述べたとおり、アルゼンティン国には日本のように大系づけられた水産教育はなく、わずかに Mar del Plata にある連邦漁業第一学校で海技資格の取得を中心とした教育課程により漁船乗組員の養成が行なわれているに過ぎない。

Mar del Plata にある連邦漁業第一学校は、もともとは州政府の管轄下に属していたが、アルゼンティン国の漁業の急速な発展に伴い、数多くの大型の漁業合併企業が進出し、この結果、大型漁船の乗組員特に所有資格取得者の不足が深刻な社会問題となった。

この大型漁船の乗組員を中心とした漁船乗組員の不足に対処するため、アルゼンティン海軍は、州政府の管轄化にあった漁船乗組員の養成機関を廃止し、Mar del Plata にある私立の商業学校の建物を購入し、これを連邦漁業第一学校として漁船乗組員の養成を開始した。

連邦漁業第一学校は恒常的に出席し、特定された教育課程のもとで学ぶコースと家庭で勉強し国家試験のみ学校で受験するコースが付設されており、また甲板部門と機関部門が設置されている。現在甲板部門3コースと機関部門3コース合計6コースの下記に示す所有資格取得のための講座が開講されている。

- | | | | |
|----------|-----|-----------|--|
| (1) 甲板部門 | (ア) | 一等小型漁船船長 | PATRON DE PESCA DE PRIMERA |
| | (イ) | 二等小型漁船船長 | PATRON DE PESCA DE SEGUNDA |
| | (ウ) | 小型沿岸漁船船長 | PATRON DE PESCA DE COSTERA |
| (2) 機関部門 | (イ) | 二等船舶機関運転士 | CONDUCTOR DE MAQUINAS NAVAL DE SEGUNDA |
| | (ロ) | 三等船舶機関運転士 | CONDUCTOR DE MAQUINAS NAVAL DE TERCERA |
| | (ハ) | 船舶機関士 | MOTORISTA NAVAL |

「商船乗組員の訓練・資格に関する新法規」の発効に伴い主として大型加工船や冷凍船の航海士としての上級資格である二等漁船航海士 (PILOTE DE PESCA DE SEGUNDA) と 一等漁船航海士 (PILOTE DE PESCA DE PRIMERA) が新設されたが、連邦漁業第一学校では甲板部門としては、既設の3コースに加え二等漁船航海士、一等漁船航海士及び漁船船長 (CAPITAN DE PESCA) の士級資格取得のためのコースを開講することを準備している。

一方機関部門でも一等船舶機関運転士 (CONDUCTOR DE MAQUINAS NAVAL DE PRIMERA) を始め機関部士官 (OFICIALES MAQUINAS) としての三等船舶機関士 (MAQUINAS NAVAL DE TERCERA), 二等船舶機関士 (MAQUINAS NAVAL DE SEGUNDA) 等の養成コースを設けることも検討している。

アルゼンティン国の学校制度は、日本のそれと異なり通常年令 (Normal age) 6才で入学する初等教育が7年制なので13才で卒業することとなる。中等教育は普通教育では5年制、工業教育を中核とする職業教育では6年制であるから、普通教育では18才で、職業教育では19才で卒業することとなる。この上に高等教育として2年制の短期大学と4年制の大学とがある。

連邦漁業第一学校の入学資格は小学校卒業を最低要件としているが、漁船乗組員として職務につくには、18才以上という年齢制限があるため、入学者の学歴は中学校や大学の中途退学者もあり、極めて雑多である。

一方 Buenos Aires にある連邦商船学校の入学資格は中学校卒業をその要件としているが、甲板士官 (OFICIALES CUBIERTAS)としての二等漁船航海士や、一等漁船航海士の養成にはこの連邦商船学校の卒業者を1年間 Mar del Plata 連邦漁業第二学校で学ばせることにより付与することも検討している。なお下級船員養成所は全国に4箇所あり、その入学資格は小学校卒業以上で年齢が18才から30才迄の者となっている。養成期間は4ヶ月である。

B. 漁船乗組員養成のための教育課程

Mar del Plata にある連邦漁業第一学校では、甲板部門では①一等小型漁船船長、②二等小型漁船船長、③小型沿岸漁船船長のまた機関部門では①船舶機関士、②三等船舶機関運転士、③二等船舶機関運転士の所有資格取得のための漁船乗組員の養成を行っているが、これ等の所有資格取得のための教育課程は次のとおりである。

1. 一等小型漁船船長養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 防水・防火	6	102	6. 気象	4	68
2. 救命	4	68	7. 漁具一般	4	68
3. 航海	6	102	8. 漁業技術	4	68
4. 法規	4	68	9. 数学	4	68
5. 通信	4	68	合計	40	680

2. 二等小型漁船船長養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 操船	6	102	6. 機械一般	2	34
2. 救命	2	34	7. 気象	2	34
3. 航海	14	238	8. 漁具一般	4	68
4. 法規	2	34	9. 船用電子器具	4	68
5. 通信	2	34	10. SOSの一般	2	34
			合計	40	680

3. 小型沿岸漁船船長養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 操船	6	102	8. 職貨	2	34
2. 防水・防火	4	68	9. 機械一般	2	34
3. 救命	4	68	10. 気象	2	34
4. 航海	10	170	11. SOSの一般	2	34
5. 安全航海	2	34	12. 漁具一般	2	34
6. 法規	2	34	合計	40	680
7. 通信	2	34			

4. 船舶機関士養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 主 機	10	170	5. 救 命	4	68
2. 補 機	4	68	6. 法 規	2	34
3. 電 気	10	170	7. SOSの一般	2	34
4. 防 水	4	68	8. 数 学	4	68
			合 計	40	680

5. 三等船舶機関運転士養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 主 機	10	180	6. 防水・防火	2	34
2. タービン	4	68	7. 救 命	4	68
3. レシプロ	6	102	8. 数 学	4	68
4. 補 機	4	68	9. 法 規	2	34
5. 電 気	4	68	合 計	40	680

6. 二等船舶機関運転士養成のためのプログラム

1日8時間，週5日授業で講習期間は4ヶ月である。

科目名	週当り時数	年当り時数	科目名	週当り時数	年当り時数
1. 主 機	6	102	7. 変 圧 器	2	34
2. タービン	4	68	8. 防水・防火	4	68
3. 補 機	4	68	9. 救 命	4	68
4. 電 気	4	68	10. 法 規	4	68
5. 図面をみる能力	2	34	11. 数 学	4	68
6. レシプロ	2	34	合 計	40	680

現在連邦漁業第一学校では開講されていないが、将来講座の開設を予定している一等船舶機関運転士と漁船船長養成のためのプログラムは次のとおりである。

1. 一等船舶機関運転士養成のためのプログラム（予定）

- (1) 主機 (2) タービン (3) 補機 (4) レンブロ
- (5) 電気 (6) 変圧器 (7) 手引書の理解力 (8) 防水・防火
- (9) 救命 (10) 法規 (11) 数学

2. 漁船船長養成のためのプログラム（予定）

- (1) 航海 (2) 操船 (3) 造船学 (4) 海上衝突予防法
- (5) 海事法規 (6) 漁具 (7) 漁業技術 (8) 漁業生物学
- (9) 地理経済と漁業経済

5-3 本プロジェクトに対するアルゼンティン国の体制

(I) 本プロジェクトの概要

Mar del Plata 連邦漁業第一学校を発展的に解消して、新たにMar del Plata に漁業訓練センター（仮称）を設立し漁船乗組員（甲板及び機関関係）を6ヶ月～1年間に亘って養成・教育する計画である。

本計画によれば現在、連邦漁業第一学校で開講されている以下の6コースに加え

A. 甲板関係

- a) 一等小型漁船船長 (PATRON DE PESCA DE PRIMERA)
- b) 二等小型魚船船長 (PATRON DE PESCA DE SEGUNDA)
- c) 小型沿岸漁船船長 (PATRON DE PESCA DE COSTERA)

B. 機関関係

- a) 二等船舶機関運転士 (CONDUCTOR DE MAQUINAS NAVALES DE SEGUNDA)
- b) 三等船舶機関運転士 (CONDUCTOR DE MAQUINAS NAVALES DE TERCERA)
- c) 船舶機関士 (MOTORISTA NAVAL)

新たに、甲板、機関関係に次のコースを設定するものである。

A. 甲板関係

- d) 漁船船長 (CAPITAN DE PESCA)
- e) 甲板部士官 (OFICIALES CUBIERTAS)
- ① 一等漁船航海士 (PILOTO DE PESCA DE PRIMERA)
- ② 二等漁船航海士 (PILOTO DE PESCA DE SEGUNDA)

B. 機関関係

d) 機関部士官 (OFICIALES MAQUINAS)

① 二等船舶機関士 (MAQUINAS NAVALES DE SEGUNDA)

② 三等船舶機関士 (MAQUINAS NAVALES DE TERCERA)

e) 一等船舶機関運転士 (CONDUCTOR MAQUINAS NAVALES DE PRIMERA)

養成者数については、漁業局の資料によると次のようになっている。

区 分	1981年	1982	1983	1984	1985	計
漁 船 船 長	7 名	7 名	7 名	7 名	7 名	35 名
甲 板 部 士 官	10	10	10	10	10	50
一等小型漁船船長	10	15	15	15	15	70
二等小型漁船船長	10	17	17	17	17	78
小型沿岸漁船船長	20	30	30	30	30	140
機 関 部 士 官	9	9	9	9	9	45
一等船舶機関運転士	7	10	10	10	10	47
二等船舶機関運転士	10	15	15	15	15	70
三等船舶機関運転士	15	30	30	30	30	135
船 舶 機 関 士	15	30	30	30	30	135

入学者については、下級船員養成所を卒業した1.8才以上の者を甲板、機関関係に、下級船員養成所出身者以外の者については、義務教育終了者で1.8才以上の者を機関関係に、さらに連邦商船学校を卒業した者を開講が予定されている上級コースに入学資格を与えたいとしている。

教育課程については、コースにより異なるが甲板関係をみると操船から漁具一般まで多岐に亘って用意され、テキストも準備されている。授業の内容については、座学主体であり、今後、実習面及び漁業部分について充実の必要がある。

なお、本計画は1982年から実施したい意向であり、本センター建設用地(約5000㎡)が港湾地区に手当済みである。

(III) 本プロジェクトの実施機関

海軍及び海運(漁業も含む)従事者の教育・養成は一元的に海軍本部教育総局があたり、担当部は人員養成部である。所轄の機関に、商船学校、河川、沿岸航行関係幹部養成学校、Mar del Plata 連邦漁業第二学校、下級船員養成所がある。

商業・海洋省下の漁業総局は漁業関係の実務担当官庁として、漁船乗組員の教育、養成については、海軍本部に協力する形で、その一翼を担っている。

(Ⅲ) 予算措置について

アルゼンティン国における会計年度は1月～12月までの暦年であり、通常、激しいインフレ、財政事情等から支出のうち約50%程度しか予算がカバーしていないといわれている。本件に関しては、現下の経済・財政事情から歳出の削減政策をとっていることから政府内において本案件のプライオリティは不明であるが、センター建設の予算措置は今のところ講じられていず、所要経費の見積りもなされていない。

(Ⅳ) 当面する課題と我が国への技術協力要請内容について

- a) 当面する課題として本センターの施設内容として、20人収容可能な教室を10、実習室5、工作機械室2、図書室、事務室等からなる試案があるが、これの基本設計の問題
- b) 建物等のインフラ整備(予算措置等)
- c) 教育・訓練用機材の充実

があげられており、アルゼンティンの意向として、ハード面の整備を急ぎたい様子である。

一方、我が国に要請したいとする内容は、

- a) 課題のひとつである、基本設計作成のための技術的アドバイス及びこの関連での研修生の受入
- b) 教育・訓練用機材の供与
- c) 特別な課目(漁業に関する)に対する教育指導

とし、教育課程については、アルゼンティン側で準備できるとともに、講師陣、運営についても十分対応できるとしている。

これに対し、漁業訓練センターで用意されるコース、レベルによって、施設の規模、教育課程、スタッフ、機材等が異なることが予想され、このことについて十分検討される必要があることを指摘しておいた。

(Ⅴ) 関係機関の概要

A. 連邦商船学校

1799年11月南米最初の航海学校として設立され、1896年以来海軍本部の所管となり商船に従事する高級幹部の教育・養成に当たっている(所在地：Buenos Aires市)。コースとして、航海、機関、通信、事務に区分され、教育期間は、航海、機関コースは4年、通信は3年及び事務コースは2年となっ

ている。

(参考) 各コースの教科内容

区分	航海	機関	通信	事務
1年	座学	座学	座学	座学
2年	訓練航海	訓練航海	座学	実習航海
3年	座学	座学	実習航海	-
4年	実習航海	実習航海	-	-

現在、在校生は950名、講師113名であり、航海、機関コースの卒業生には、国家試験を受けて3等遠洋航路線航海士、3等船舶機関士の資格が与えられる。入学資格は、中学校(5年)卒業者で年齢は17才以上23才以下となっている。施設面についても1979年以後、内容の充実に努めており、国連の援助資金80万ドルでもって、レーダー・シュミレーター装置、実験・教育機材等の整備計画が立案されている。

B. 下級船員養成所

水上警察所属から、最近海軍本部教育総局に移管され、現在、全国に4ヶ所あり漁業、一般海運に従事する甲板関係人員や機関助手の養成機関である。入学資格は義務教育終了者で18才から30才までの者であって、1日4時間の授業で養成期間は4ヶ月である。卒業後6カ月の漁船乗船の義務がかせられている。

C. Mar del Plata連邦漁業第一学校

1978年に海軍本部に所管される前は、Buenos Aires 州政府に所属、1979年から授業が開始されている。現在6コース(甲板関係3、機関関係3)開講されている。入学資格は最低義務教育終了者であることが必要であるが、実務経験を有する者のほか未経験者も含まれている。教科内容は、海技資格の取得に力点が置かれた座学中心の教育であり教材については独自なものを作成し生徒に配布している。実習訓練施設、機材面の充実とともに漁業教育の必要性が指摘されている。

教育は1日8時間、週5日の17週間であり、現在、生徒数54名、講師数は17名となっている。

D. 国立漁業調査開発研究所(INIDEP)

1977年にこれまで3大学に付属していた海洋生物学研究所が商業、海洋省所管のINIDEPとして一体化された(所在地: Mar del Plata市)。主目的としてアルゼンティン海域での魚類、藻類、オットセイに関する調査計画の立

案及び調査実行、漁業計画の立案、漁業開発における各分野での人材育成、漁業関係団体への技術的支援・資料の提供等がある。当研究所には、我が国から購入した調査船ホルンベルグ号を有している。

現在スタッフとして管理部門70人、調査・技術部門122人、調査船関係及びその他42人である。なお国際交流として国際機関やフランス、デンマーク、ノルウェー等との間で研究者や専門家の受入れや留学を行っている。

6. 調査団の見解

- (1) 所感でふれたように、漁業訓練センターの設置は、アルゼンティン国における今後の漁業振興に寄与するとともに、漁船乗組員の量的・質的向上に大きな役割を果たすものであり、ここを拠点とした、漁業従事者の教育、養成を目的とする我が国の技術協力の効果は大きいものと考えられる。
- (2) 本センターで準備される教育課程については、座学での漁業概論、漁法等の漁業面での充実と機関についての実習面での強化に配慮した編成が望ましいとともに海上実習についても検討の余地がある。
- (3) 専門家の派遣については、センターの講師は漁業関係以外の教科については、主に海軍や商船のオフィサーの出身者等、相当カバーできるものと考えられることから、漁業関連分野についての専門家が必要であろう。
- (4) 機材については、連邦漁業第一学校で具備されている内容も不十分なものであり特に漁具等に関しては、殆んど準備されていないので、視聴覚機材や漁具、漁船構造各種模型、機関実習用機材等の供与が必要とされよう。
- (5) 我が国の技術協力をを行うに際し、既存施設の利用ではその施設内容等からして、十分な効果が期待しえないものと考えられ、漁業訓練センターの建設が前提となるが、本センター建設については、協力効果を上げ得るよう、一部施設（例えば、教育・訓練棟など）について無償資金協力を組み合わせることが望ましい。
- (6) 本センターでの教育・養成についての計画構想の骨子は準備されていたが、本格的な漁業教育については、アルゼンティン側の経験不足等から、具体的内容について固まっていなかったこともあって、調査団から特に気づいた点について意見を述べたに留まったところ、今後、日・ア双方で、具体的内容につき意見の交換、協議の必要性があると考えられる。

なお、調査団は帰国に先立ち、本プロジェクトの先覚者である GUEBARRA 国防省参謀部次長（元海洋庁長官）を表敬訪問したが、同次長は本プロジェクトの推進に努力を傾注する旨述べた。

第 2 部 参 考 資 料

1. 一 般 概 況

(1) 国	土	千km ²	(本土の内訳)	千km ²
	本 土	2,792	牧 草 地	1,371
	南 海 島 興	4	農 耕 地	298
		2,796	山 林 地	633
			農 牧 不 適 地	490
				2,792

(南方のビーグル海峡をめぐるチリーとの国境紛争は継続中)

(2) 気 候

ア国は東西に約 1,700 km, 南北に約 3,700 km 拡がり, 南北に長いため北部の亜熱帯から中部の温帯, 南部の寒帯にまたがっている。ブエノス市をはじめとする中央部のパンバ(草原)地帯は, 年間平均気温 16 度(- 5° から 35° まで) で冬でも降雪はなく温暖であるが, 昼夜の気温差は 10 度をこすこともある。中央部の降雨量は平均 600~1000 mm で西部にいくほど降雨量が少ない。

南半球のため四季は日本と反対である。

(3) 人口及び人種

総 人 口 2,786 万人 (1980 年推定)

国民の大部分はヨーロッパ系で, スペイン, イタリア系が主力をしめ, その他イギリス, ドイツ, フランス系や東欧圏の移民の子孫で白人系は全人口の 97% に達している。

人口増加率は年 1.3% で低い。人口の都市集中は激しく, 大ブエノスアイレス圏の人口は, 830 万人で全人口の 30% を占めている。

(4) 行 政 区 分

連 邦 首 都	ブエノスアイレス市 (人口 297 万人)
州	22 州
連 邦 直 轄 領	1

(5) 国土の地域区分

地 域	湿潤地帯	半乾燥地帯	乾燥地帯	合 計	
	(百万ha) 38	(百万ha) 22	(百万ha) 3	(百万ha) 63	
パ ン パ 地 方					23 %
北 西 地 方	3	9	49	61	22 %
北 東 地 方	21	10	6	37	13 %
クーヨ、パタゴニア地方	4	0	114	118	42 %
小 計	66	41	172	279	100 %
同面積に占める%	24 %	15 %	61 %		

なお、亜熱帯から寒帯にまたがる広大肥沃な国土の70%は農用地として利用可能といわれている。(但し全土の76%は半乾燥又は乾燥地帯)

現在の全国の農用地は約17,000万ha(日本の農用地の約3.2倍)で、そのうち自然草地在約13,400万ha(78%)を占め、粗放的に利用されているに過ぎない。

これら広大な自然草地の大部分は耕作地および人工草地として再開発し、有効利用が可能といわれており、世界の食糧の宝庫として有望視されている所以でもある。

その中でも、ア国の農業最適地といわれているのは、前述の国土の地域区分にみられる。

(6) 最近の政情

(I) ベロン失脚後の政権の推移

1955年、ベロン失脚後は3ケ年にわたり軍政(第1次)が敷かれ、ベロン派の弾圧、ベロンの残した政治体制の解体が行われた。

次いで、フロンディッシ(Frondisi)、イリア(iria)等を首班とする民政が8年間続いたが、この間も労働階級を基盤とするベロン派の勢力は衰えを見せず、政権の転変は常にベロン派の進出に左右される程であった。一方国内経済は悪化の一途を辿るばかりで、インフレの昂進、国際収支の悪化、労働争議等の悪条件が重なったため、

1966年度軍部による革命が行われ、オンガニア(Ongania)を首班とする。

軍事政権(第2次)が成立した。

(II) 第2次軍事政権

当初軍部としては、国家再建のため政治、経済、社会全般にわたる大改革を企画していたが、その目的が達せられないまま、政治、経済事情は益々悪化し、インフレの野進と労働争議の頻発をみた。このような情況下、軍政に反対する空気が強くなり、遂には

過激分子によるテロ行為が横行し、ペロン派の動きと相俟って、遂にラヌーセ(L. Lanusse) 大統領を最後として、総選挙に踏み切らざるを得なくなり、民政に復帰した。

(Ⅲ) 第2次ペロン政権

1973年3月25日総選挙の結果、ペロン派を中核とする自由正義派連合(Frente Justicialista de Liberacion)に推されたカンボラ(Campora)を首班とするペロン派政権が誕生し、7年ぶりに民政に復帰した。その後はペロンの帰国、剝奪されていた位階勲等の復活、カンボラの辞任などなされた後、1973年9月23日、大統領選挙の結果、ペロンは62%という史上最高の得票率を得て当選し、10月12日ペロン夫妻を正副大統領とする第2次ペロン政権が成立した。

ペロン政権としては、激しい物価の上昇とテロ対策を重要国策として努力したが、1973年末の石油ショックを契機として、物価と賃金上昇の悪循環が始まり、また、治安の面についても回復の気配なく、ペロン派内部の主導権争いと相俟って、テロ、ゲリラ活動は次第にエスカレートし悪化の方向を辿った。この頃ペロンの健康が悪化し、1974年7月1日には遂に逝去したため、ペロン夫人が即日大統領に就任した。

しかし、ペロン夫人には事態の收拾能力なく、政治、経済の混乱と治安の悪化により国民生活を一層の苦境と不安に追込むこととなった。とくに1976年に入って更にひどくなり、あたかも無政府状態を呈するに至った。このため国民の間には局面の根本的打開を希求する空気が漲って来た。

(Ⅳ) 第3次軍事政権

このような状況下、事態は日増しに緊迫の度を加え、遂に1976年3月24日未明、軍事評議会(Junta Militar)が政権を担当する旨の布告が発せられ、平穩裡に軍事革命が行われた。

3月29日、ビディエラ(Videla)陸軍長官を首班とする軍事政権が成立したが、国民は全面的にこれを肯定、平靜に受け止めた。

以来4ケ年余にわたり、軍事政権は当初の革命綱領に従い、国家再建への努力を続けて来た。この結果、熾烈を極めたテロ、ゲリラ活動を一掃し、治安が回復され経済再建計画も軌道に乗りつつあり、その業績は高く評価されている。目下の所、国家財政の再建、インフレの抑制とともに民間政党の政治活動再開時期が懸案となって居り、今後の大きな課題でもある。

(7) 社会と文化

(I) 社会の特質

元々スペインの植民地として発足し、独立以来多数のヨーロッパ移民を受入れてきたアルゼンティンでは、白人の占める割合が97%をこえ、圧倒的に高い。その大部分は、スペイン及びイタリヤ系移民の子孫で、生活様式も南欧的であり、性格は情緒的で愛想が良いが反面計画性に欠ける憾みもある。表面上人種差別は少いが社会的差別は無視できない。

アルゼンティン社会のもう一つの特徴は、都市における広範な中間層(Clasemedio)の存在である。勿論、他のラテン、アメリカ諸国同様、上下及び地域の貧富の格差が大きいことは否めない。都市住民の多くは、ホワイト・カラー、中小企業、店主、医師、弁護士等々で、これら中間層の全人口に占める割合は、全人口の40～50%にのぼっている。(メキシコ、ブラジル……20%程度)

今後の問題としては、アルゼンティンが農牧国家であるにもかかわらず、都市周辺へ人口が集中し、最近農業人口が急速に減少(全体の18%)しつつあることがあげられる。地方開発農牧業の振興、植民の促進等の面から、強力な対策が望まれている。

(II) 宗 教

アルゼンティンにおいては憲法により信教の自由が認められているが、国教はカトリック教で、国民の約85%がカトリック教徒である。このため、カトリック教の社会生活、政治面に与える影響力は大きい。憲法上、大統領および副大統領はカトリック教徒であることが義務づけられている。

その他の宗教としては、プロテスタント、ユダヤ教、回教等があげられる。このうちユダヤ教徒は約60万人ともいわれている。

(III) 教 育

教育機関としては、小学校(7年)、中等教育機関(5～6年)として中学校、農、工、商業学校、師範、美術学校等があり、高等教育機関としては、高等師範(4年)、大学(4～6年)がある。小学校は義務教育制ですべて無料、中学・高等教育機関も公立であれば無料である。

全国の小学校数	25,015年(1977年調査)
中学校数	5,042 (全 上)
大学数	61 (1976年調査)

文盲率は7%で南米諸国中最低であるが、小学校中途退学者が約45%といわれ、問題視されている。

○ マルデルプラタ市 (Mar del Plata 市 人口約30万人)

ブエノスアイレス市南西へ約400kmの最も有名な海水浴場兼観光地で南米のモンテカルロと呼ばれ、国立のカジノもある。夏期になると(12月～3月)人口は120万に膨張し活気を呈する。又当市はア国最大の漁港でもあり、海洋研究所も設けられている。

(8) 経 済

(I) 一 般 概 況

アルゼンティンは、広大肥沃な国土を有しているが、人口は少なく日本と対象的である。極めて豊富な天然資源を包蔵しながら人と技術と資本の不足により、十分に開発されていないのが現状であり、一口で言えば「一部未開発の分野を抱えた近代国家」といえる。又アルゼンティンの経済は本来農牧業を基盤として発達してきたが、第1次大戦後工業化の方向を辿り、とくに第2次大戦後ペロン政権によって急速な工業化政策が推進され、工業化自体はかなり進展したが、反面農牧業の停滞と輸出の減少を招き産業構造上いろいろの歪みを生んだ。

一方、労働者優遇政策の一環としての高賃金政策は、工業製品のコスト高となり、またこれと相俟って行われた国有化政策の行き過ぎと無計画な公共事業の実施は、財政を圧迫、インフレ誘発の大きな原因となった。

かくしてアルゼンティン経済は、十分に工業化の目的を達しないまま、全体的なバランスを失い、経済活動が停滞し、1950年代より悪化の一途を辿った。中でもインフレは年々昂進して止まるところを知らず、歴代の政府がその対策に最も苦慮してきた問題である。

経済成長率

1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1976年
5.3%	4.2%	8.5%	4.4%	△1.4%	△2.9%

物価(生計費)上昇率(1960年=100)

1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1976年
19.8%	100.0%	283.8%	686.8%	8,256.5%	44,916.6%

貿易収支(単位:百万ドル)

	1977年	1978年	1979年
輸 出	5,651.8	6,399.5	7,746.0
輸 入	4,161.5	3,833.7	6,300.0
差 引	1,490.3	2,565.8	1,446.0

(Ⅲ) 最近の動向

1976年3月24日、第3次軍事政権成立後、新たに経済大臣に就任したマルティネス・オス(Martines de Hos)は同4月2日軍事政権として新しい経済再建計画を発表した。即ち統制的な経済政策をとったベロン派前政権とは反対に、自由を基調とした政策を採用し、就中、物価統制の撤廃、為替の自由化、穀物、食肉輸出の自由化、外資法の改訂、輸入の自由化等々により、前政権の経済路線は根本的に修正されることとなった。

このほか農牧部門の生産増大をはかるため、未利用官用地の開発に民間企業の参加が提案されたこと、また外資法の緩和をはじめ、従来国の管理下に置かれていた石油、天然ガスの開発(石油自給度92%)、その他の鉱業部門の開発についても、民間ないしは外国資本の参加を認める方針が打出されたことは、画期的なことである。

過去4ケ年にわたるマルティネス・デ・オス経済相の自由を基調とした経済計画実施の結果は、国際収支の改善、対外債務の返済や、外貨準備高も100億\$に達し、著しい効果をあげ経済の再建が軌道に乗りつつある反面、ペソ高(ドル安)の為替政策は工業製品の輸出減少を招き、国内の生産意欲の低下を招来し問題化しつつある。

国際収支(単位:百万ドル)

	<u>1977</u>	<u>1978</u>	<u>1978</u>
経常収支	1,285.6	1,833.6	- 192.7
貿易収支	1,490.3	2,565.8	1,446.0
サービス	- 244.4	- 732.2	-1,638.7
資本取引	940.9	164.8	4,635.1
計	2,226.5	1,998.4	4,442.4

外貨準備高(単位:百万ドル)

<u>1977</u>	<u>1978</u>	<u>1979</u>
2,985.8	4,924.0	9,378.4

目下、インフレの克服と赤字財政の建直しに最大限の努力が払われているが、これが達成にはなお時日を要する見込みであり、1981年3月既定の方針である大統領の交代と絡み、経済政策の今後の方向が議論の的である。

注. 物価上昇率(消費者価格)

<u>1977年</u>	<u>1978年</u>	<u>1979年</u>
160.4%	169.8%	139.7%

◎ 国内総生産(単位：%)

農	業	12.2%				
鉱	業	1.6				
製	造	業	35.5			
建	設	業	5.4			
エ	ネ	ル	ギ	ー	3.1	(電力, ガス, 水)
通	信	運	輸		7.2	
商	業	17.4				
金	融	3.9				
サ	ー	ビ	ス		13.7	
計		100%				

◎ 農業生産の推移(最近3ヶ年)

品目	年度	1976/77	1977/78	1978/79				
小	麦	11,000千屯	(注I) 5,300千屯	8,100千屯				
	とうもろこし	8,300	9,700	8,700				
高	梁	6,600	7,200	6,200				
	ひまわり	900	1,600	1,430				
大	豆	1,400	2,500	3,700				
亜	麻	617	810	600				
	米	320	310	312				
	落花生(殻なし)	420	260	470				
紅	茶	168	103	125				
煙	草	90	63	70				
	棉	522	714	466				
ぶ	ど	う	3,400	(注II) 2,800	3,500			
り	ん	ご	820	810	972			
ナ	ラ	ン	ハ	740	670	685		
マ	ン	ダ	リ	ー	ナ	250	255	219
レ	モ	ン	320	280	267			
	桃	283	250	282				
	アルファルファ(牧草)	2,800	2,650	—				

注. I 国際価格の下落と天候不順のため減収

II 天候不順, 天災(雹, 霜害)のため減収

2. 国家試験のための学習プログラム

漁船乗組員としての海技資格は、原則的にはMar del Plata にある連邦漁業第1学校で特定された学習プログラム(第2節第2)に従い、4ヶ月の講習を受講したのもち国家試験に合格してはじめて付与される。

代表的な参考事例として一等小型漁船船長と、一等船舶機関運転士の資格取得のための国家試験の範囲を附表に示した。

(1) 一級小型漁船船長の資格取得のための国家試験の範囲

教科1. 航 海

单元1. 沿岸航海 单元2. 沿岸航法 单元3. 天文航法

教科2. 法 規

单元1. 法 律 单元2. 航海水域 单元 我が国の商船
单元4. 船舶の所有権制度 单元5. 船舶関係の人
单元6. 海員との作業契約 单元7. 海 損
单元8. 航行中の重大事件 单元9. 乗込み、援助又は救助

教科3. 海難、火災時対策

单元1. 海難対策の必要性 单元2. 船舶の浸水防止
单元3. 燃焼の化学 单元4. 火災の分類
单元5. 船内火災予防 单元6. 持運び消火器
单元7. 消水剤としての水 单元8. 消火剤としての泡沫
单元9. 自動警報器と固定消火装置 单元10. 火の遮断
单元11. 人身保護用具 单元12. 換 気
单元13. 船の標識 单元14. 規定条項の条件
单元15. 乗組員の組織 单元16. 修理部品1式
单元17. 支 柱 单元18. 船底の穴ふさぎ 单元19. 区画の排水

教科4. 救 命

单元1. 総 論 单元2. 個人用救命具 单元3. 救命艇
单元4. 救命艇の吊下げ 单元5. 自動的にふくれる救命いかだ
单元6. 注意をひくための器材 单元7. 船舶放棄態勢
单元8. 船舶放棄 单元9. 船舶からの遠ざかり
单元10. 救命ボート、救命いかだによる航行 单元11. 魚貝類に対する知識
单元12. 飲料水と糧食 单元13. 延命のための魚類
单元14. 応急手当 单元15. 陸地、他の船舶を発見するまでの措置
单元16. 生する者の救出 单元17. 接岸と上陸

教科 5. 漁業技術

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 单元 1. 魚類保存の原則 | 单元 2. 魚類保存に氷が果たす役割 |
| 单元 3. 魚の保存装置, 冷凍装置 | 单元 4. 上記以外の保存法 |
| 单元 5. 船内作業, 洗浄と箱詰め | |

(2) 一等船舶機関運転士の資格取得のための国家試験の範囲

教科 1. 機 関

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 单元 1. 総 論 | 单元 2. 線 図 | 单元 3. Pメーター |
| 单元 4. 出 力 | 单元 5. 動 特 性 | 单元 6. 保 全 |

教科 2. タービン

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 单元 1. 構造一般 | 单元 2. 復水系統 | 单元 3. ラジアル軸受 |
| 单元 4. スラスト軸受 | 单元 5. ねじプロペラ | 单元 6. プッシング |
| 单元 7. タービンの保全 | 单元 | |

教科 3. 補 機

- | | | |
|----------------|---------------------------|------------|
| 单元 1. ポンプと換気装置 | 单元 2. 油の混った水の浄化, 清浄, 分離装置 | |
| 单元 3. 蒸留装置 | 单元 4. 荷揚げ装置 | 单元 5. 冷凍装置 |

教科 4. ボイラー

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 单元 1. ボイラー検査 | 单元 2. ボイラー用水 | 单元 3. 燃 焼 |
| 单元 4. 運転と保全 | 单元 5. 故障と修繕 | |

教科 5. 電 気 機 器

- | | | |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 单元 1. 電磁測定器 | 单元 2. 発電機と直流モーター | |
| 单元 3. 同期発電機 | 单元 4. 交流電動機 | 单元 5. 保安装置 |
| 单元 6. 法規についての一般的知識 | 单元 7. 電動機, 回路, 配電盤の保守 | |

教科 6. ピストン機関 (往復機関)

- | | | |
|---------------|--------------|-----------|
| 单元 1. ポート開閉時期 | 单元 2. モリエル線図 | |
| 单元 3. 軸 受 | 单元 4. 線 図 | 单元 5. 保 全 |

教科 7. マニュアルの使用法と読み方

教科 8. 海難と火災の対策

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 单元 1. 船の構造 | 单元 2. 水密隔壁 | 单元 3. 復 元 性 |
| 单元 4. 浸水対策 | 单元 5. 支 柱 | 单元 6. 水災の化学 |
| 单元 7. 消 水 剤 | 单元 8. 船内火災の防止 | 单元 9. 消 火 器 |
| 单元 10. 消火設備 | 单元 11. 消 火 法 | |

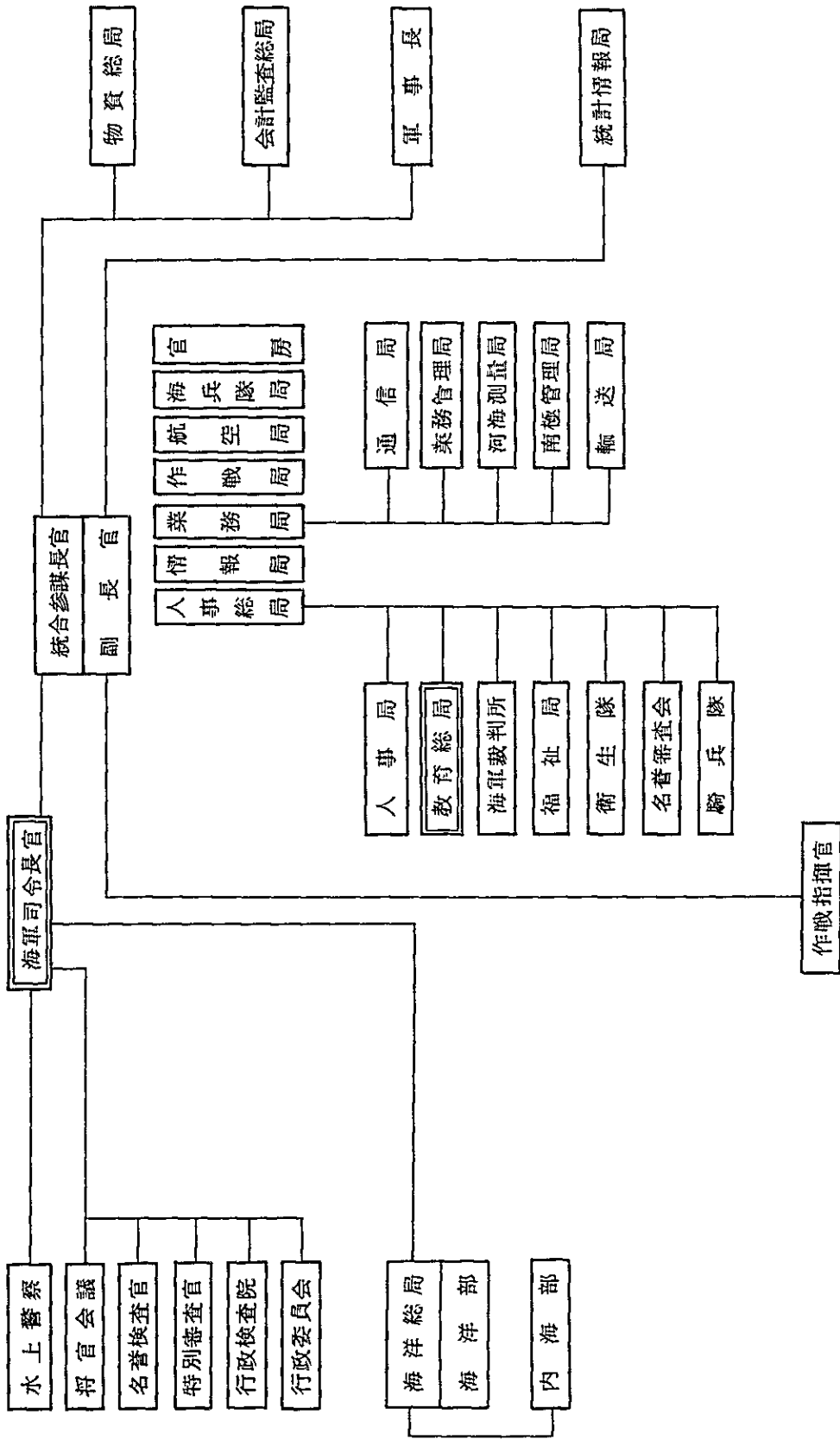
教科 9. 救 命

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 单元 1. 個人用装備 | 单元 2. 集団用装備 | 单元 3. 船の放棄 |
| 单元 4. 救命機関 | 单元 5. 応急措置 | 单元 6. 負傷者の輸送 |
| 单元 7. 病人の処理 | 单元 8. 気絶者の処置 | 单元 9. 疾 患 |
| 单元 10. 注 射 法 | 单元 11. 救急箱の内容 | |

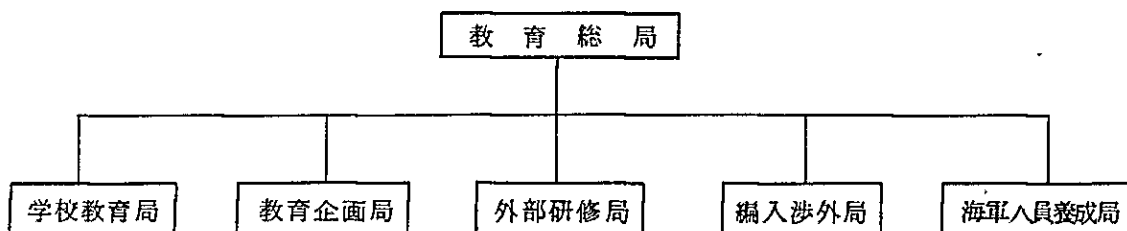
教科 10. 法 規

- | | | |
|-------------------|-------------|------------|
| 单元 1. 河川航行の商船 | 单元 2. 航行規則 | 单元 3. 船 舶 |
| 单元 4. 船舶書類 | 单元 5. 船舶関係者 | 单元 6. 産用契約 |
| 单元 7. 航海についての行政制度 | | |

海軍組織略図



海軍教育総局組織略図



附属教育機関

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 商船学校 | 商船の幹部養成 |
| 2. 沿岸河川教育学校 | 沿岸河川船舶の船員養成 |
| 3. 連邦漁業第1学校
(マルデルプラタ) | 漁船の船長、機関長養成 |
| 4. 下級船員養成所 | 漁船乗組員の養成 |

JICA

